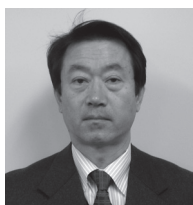


■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第23号 発行日 平成21年3月4日

ごあいさつ



渋谷労働基準監督署
署 長

田中 和三

渋谷・世田谷情報労基研の会員の皆様には、日頃より監督署の業務に多大なご協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。また、25年の長きにわたり、労働基準・労務管理の適正化、労働者の安全と健康の確保などについて活動を継続されていることにつきまして、あらためて感謝申し上げます。

さて、経済の状況は、昨年後半から、アメリカ発の金融不安による大幅な株安や円高の打撃で、かつてなかったほど急速に悪化し、企業の経営環境も一段と厳しい状況となっています。また、企業で働く多くの労働者が、雇用の維持や労働条件の低下などの面で不安を募らせている状況にあります。

このような状況を反映して、渋谷監督署管内でも、昨年後半から、労働相談や申告が急増しています。内容的には、商業・飲食業・サービス業などの小規模事業場を中心に、解雇や賃金不払い、長時間労働、サービス残業などの相談が多く寄せられています。

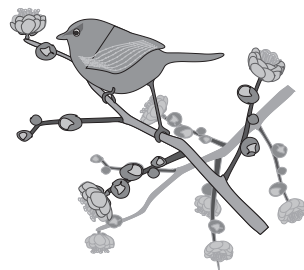
このように景気が低迷して、企業の経営環境が、厳しくなると、賃金・労働条件の引き下げや人員削減を実施しようとする企業も多いのではないかと思います。しかし、解雇や賃金・労働条件の引き下げは、経営者として、出来る限りの経営努力をしてもなお、やむを得ない場合に限られるものであり、また実施に当たっては、事前に労使間でよく話し合いや説明を行うことが必要であります。安易に、解雇や労働条件の引き下げを行うことは、労使の信頼関係を損ね、企業活動の低下を招くこととなりかねません。

労働条件の確保・改善について、私ども監督署は、今年も重要課題の一つとして、全力で取り組んでいくこととしております。

もう一つの重要課題である労働者の安全と健康の確保について、昨年の災害発生状況は、休業災害は、前年とほぼ同数といった状況ですが、死亡災害は前年の13名から3名と大幅に減少となりました。死亡災害は偶発的な要素もありますが、各種の安全衛生関係の指導や講習会の実施などにより、一定の成果があがっているものと思います。さらに今年は、死亡災害0、休業災害大幅減に向かって、取組を継続していきたいと考えております。一方、健康確保面については、脳・心臓疾患による労災の請求件数は、横ばい状況であるのに対し、精神疾患による労災請求件数は年々増加しており、労働者のメンタルヘルス対策が、一層重要になってきています。

このほか、昨年末の国会で労基法の改正が成立し、2010年4月からは、月に60時間以上の時間外労働の割増率が5割以上とされました。詳細については、別途お知らせいたしますが、労働時間の管理については、健康の確保と人件費節減の両面から、より適切な管理が求められることとなります。

最後になりましたが、渋谷・世田谷情報労基研の会員事業場のますますのご発展と無事故・無災害を祈念しまして、挨拶とさせていただきます。



会長会社のご挨拶



日本情報産業（株）
横浜支社 執行役員支社長

吉原 正之

当会は本年で設立26年目を迎えます。

長年にわたり活動が続けられましたことは、偏に渋谷労働基準監督署殿の適切なお指導と、会員企業の皆様方の暖かいご支援ご協力の賜と、厚く御礼申し上げます。

さて、米国のサブプライムローン問題を端に発した景気後退の波は全世界を覆う未曾有の不況へと突入し、我が国においてもあらゆる産業に大きな打撃を受けることとなっています。

業績悪化は労働環境を直撃し、リストラ・賃金カット等を余儀なくされ、労務担当者としては大変なご苦勞があらうかと思えます。

特に「派遣」に関しては、社会問題にまで発展し派遣法改正の動きも表面化しつつあります。

また、政府が推し進めています「長時間労働

の抑制」「労働者の健康確保」「ワークライフバランス」の具体的施策として平成22年4月より改正労働基準法が施行されます。

今後この法律に関する省令等が示されることとなりますが、当会でも会員の皆様方には有益な情報を提供してまいる所存です。

企業業績の問題に加え労働問題企業を取り巻く環境は年々厳しく、企業の社会的責任を果たすためには、様々な問題を解決し、従来の「労務担当者」としての範疇に留まらず、更なる知識の吸収に努めていかなければなりません。

今後当会では昨年同様、労務管理問題を「企業経営」と「労働者」との両視点から考察し、実務に則した内容をご提供できる勉強会を継続して参る所存です。

また、渋谷労働基準監督署殿との連携を更に深め、当会が労働行政の広報役としての役割を担って参りたいとも考えております。

今後とも、皆様方の絶大なるご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、厳しい情勢ではありますが、皆様のご健勝を祈念いたします。

主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第四方面 主任監督官

田村 滋康

渋谷・世田谷地区情報労基研におかれましては、日頃より労働基準行政にご理解を賜り、熱心な活動を継続されていることに敬意を表します。特に今年度は、通常の活動に加え、「労働時間等設定改善援助事業」にご参加いただき、厚く御礼を申し上げます。

私は、昨年4月より、貴会の担当をさせていただいております。ビット・バレーと呼ばれ情報産業の盛んな地域とは認識しておりましたが、貴会の担当をさせていただくことにより、管内の情報産業が長い歴史と伝統を有することを知ることが出来ました。都内の情報産業における労基研の活動が今ひとつ低調である中、老舗としての誇りを感じているところであります。

今年度は「労働時間等設定改善援助事業」への参加を通して、会員の皆様におかれましては、ワーク・ライフ・バランスを意識された1年間であったと思います。一方で、年度後半からは未曾有の不況が襲い、企業としての厳しい雇用情勢も実感されていることと思います。監督署でも、大量解雇・事業閉鎖・生産調整といった深刻な内容の相談が、多く寄せられている状況です。

厳しい情勢下において、あえてお願い申し上げたいのは、育児休業・介護休業といった人生の節目でのワーク・ライフ・バランスの実現です。自分が親になった瞬間、自分の親が逝く瞬間、少しでも仕事と生活とのバランスを変えてみてあげて欲しいのです。必ずしも長期間の休業ではなくてもいいと思います。そのような配慮が、必ず労働者から企業への貢献となって復職後にリターンされるものと思います。

私事ですが、昨秋、介護休業を取得させていただきました。職場には多大な迷惑を掛け、経済的には扶養家族にも負担をかけることになりました。しかし、病身高齢の父には老老介護を任せられない状況でした。加えて、医療や介護の現

状は、医療難民・介護難民を発生させており、家族にかかる負担は計り知れないものがありました。休業中、一日も心が休まることはありませんでした。もし仕事を休まずに遠距離介護を続けていたら、心身と家庭のどちらかが破綻していたのではないかとゾッとします。

私を気遣ってか、闘病中の母はあっという間にこの世を去りました。最後まで「お前は早く帰って仕事と自分の家庭を大事にしろ。」と口癖のように言い続けていました。そんな母に「職場から休ま

せてもらって来たから心配するな。」と言えたことが、最後の親孝行になりました。

多かれ少なかれ、誰もが肉親の死や誕生に遭遇します。「公務員だから」「監督署だから」と思いになるかも知れません。しかし、生命の終わりや始まりの前には、誰もが平等です。そんな時にこそ、「ああ、この会社に入って良かった。」と思える企業であり、経営者であって欲しいと願うばかりです。会員企業の皆様のご理解を賜れば幸いです。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

1 労働基準法が改正されます (平成22年4月1日から施行)

改正法の目的は、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的としています。内容をご理解いただき、長時間労働の抑制と健康確保を実現すべく施行までの準備をお願いします。

(1) 1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引上げは猶予されます。中小企業とは、事業場単位ではなく、企業（法人または個人事業主）単位で判断し、受託開発ソフトウェア業や情報処理サービス業は、日本標準産業分類の大分類では「サービス業」ではなく「情報通信業」に位置づけられており、「資本金の額または出資の総額が3億円以下、または、常時使用する労働者数が300人以下」であれば、猶予される中小企業に該当します。

(2) 割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されます。

事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分（25%から50%に引き上げた差の25%分）の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。この休暇は、通常の有給休暇とは別のものであり、付与方法等については夏頃に省令が出る予定です。この場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

(3) 「時間外労働の限度基準」（平成10年労働省告示第154号：限度基準告示）により、1か月に45時間を

超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

① 特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

② ①の率は法定割増賃金率（25%）を超える率とするように努めること

③ 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること

が必要となります。（この改正は、企業規模にかかわらず適用されます。）

(4) 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。

年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。労働者が日単位で取得することを希望した場合には、使用者が時間単位に変更することはできません。（この改正は、企業規模にかかわらず適用されます）



2 東京都の最低賃金

(1) 東京都の最低賃金時間額は、平成20年10月19日から、それまでの739円から766円に改正されました。使用者は、発効日以降、この最低賃金以上の賃金を労働者（臨時、パート、アルバイトを含む全ての労働者）に支払わなければなりません。最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、臨時に支払われる賃金、1月を越える期間ごとに支払われる賃金、時間外労働・休日労働・深夜労働の手当は含まれません。例えば、月給額の低い労働者に対して長時間労働を行わせ、かつ、適切な割増賃金を支払っていない場合には、1時間あたりに支払う賃金額が766円を下回り、最低賃金法に違反する可能性があります。最低賃金に満たない場合には、処罰されることがあります。

(2) 「最低賃金法の一部を改正する法律」が平成20年7月1日から施行されました。

就業形態の多様化等が進展する中で、すべての労働者について、最低限度の賃金水準を保障する役割を地域別最低賃金が担うこととし、改正を行なうこととしたものです。主な改正点は、以下のとおりです。

① 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなりました。労働者の生計費を考慮する場合に、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、新たに生活保護に係る施策との整合性に配慮することとなり、今後も最低賃金額の大幅な上昇が検討されています。

② 罰則の強化

地域別最低賃金額以上の賃金が支払われない場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられました。「周知義務（※）」（地域別最低賃金及び船員に適用される最低賃金に係るものに限る）等の違反についてもその罰金額の上限が30万円に改められることとなりました。（※使用者は、最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければなりません。）

③ 派遣労働者への最低賃金の適用

派遣労働者には、派遣先の地域別（産業別）最低賃金が適用されることとなりました。派遣元事業主においては、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

④ 監督機関に対する申告規定の新設

改正により、労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、

その事実を労働基準監督署長等に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができることとし、使用者は当該申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされます。この規定に反した場合は罰則（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用されることになります。

3 当署管内における事業場で 派遣労働者の労働災害が多発しています

当署において行動災害発生事業場の調査を実施すると、労働者の不注意（不安全行動）だけが原因ではなく、安全通路の確保などの物的原因や作業マニュアル、安全教育などの管理面にも原因が認められ、事業場の安全衛生管理の不備を指導し、改善させる事例もあります。特に派遣先事業者は、派遣労働者の労働災害防止対策を推進する責任がありますので未然防止に努めてください。

[労働災害が発生した場合]

● 派遣先事業者は、派遣労働者にかかわる労働災害の事実を労働者死傷病報告書（法令様式）に記入して派遣先事業場を管轄する労働基準監督署へ、遅滞なく提出し、その写しを派遣元事業者へ送付しなければなりません。

● 派遣元事業者は、送付された写しの内容を踏まえて労働者死傷病報告書を作成し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に提出しなければなりません。
※ 派遣先事業者が当該報告書を提出していない事例が見られるため、派遣元事業者は派遣契約を締結する際に、その旨を契約書に明示するなどにより、派遣先事業者に対して指導してください。



4 厳しい経済情勢の下での労務管理のポイント

企業を巡る環境も厳しさを増している状態にあり、やむなく労働条件の引下げや希望退職者の募集、解雇など雇用調整を行わざるを得ないとする企業もみられます。やむを得ない場合であっても、その実施に当たっては、法令で定められている規制や手続、労使間で定めた必要な手続等を遵守するとともに、事前に十分な労使間での話し合いや労働者への説明を行うことが最低限必要です。

・期間の定めのない労働契約の場合：客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用したものとして、無効となります。（労働契約法第16条）整理解雇についても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、権利の濫用として、労働契約法の規定により、無効となります。

・有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合：やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、解雇することはできません。（労働契約法第17条）期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。裁判例によれば、契約の形式が有期労働契約であっても、期間の定めのない契約と実質的に異なる状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、解雇に関する法理の類推適用等がされる場合があります。

・採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定の取消しには、労働契約法第16条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。

・裁判例によれば、被勧奨者の自由な意思決定を妨げる退職勧奨は、違法な権利侵害に当たるとされる場合があります。

・労働条件の変更については、労働契約法にルールが定められています。使用者が一方的に就業規則を変更しても、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。

5 一般健康診断法令〇×クイズ

Q1 聴力検査は、全員を対象に行う必要がある。

A1【 ○ 】

年齢によって省略することはできません。

なお、45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、医師が適当と認める聴力検査（音叉、ストップウォッチなどによる）をもって代えることができます。

Q2 現在、病気治療中の労働者については、定期健康診断を省略してもよい。

A2【 × 】

定期健康診断を省略することはできません。ただし、治療の際に行った検査で、定期健康診断項目と同様であり、かつ、その結果を書面にて提出した場合は、当該項目のみ省略することができます。

Q3 腹囲の検査は、服の上から測定してもよい。

A3【 ○ 】

ただし、服の上から測定する場合は、実測値から1.5cm引く必要があります。

腹囲の測定については、腹部の露出等の労働者のプライバシーへの適正な配慮を行う必要があることから、簡易な測定方法を導入したこと。（健診会場にて自己測定も可）

また、腹囲の検査は、内臓脂肪が脳・心臓疾患の発症と関連するとの報告が数多くなされ、肥満のリスク指標として優れていることから健康診断項目に追加され、平成20年4月1日から施行されました。

*なお、「渋谷労働基準協会」のホームページに『監督署だより』として、署から安全衛生情報を掲載していますので、ご覧下さい。



会員会社一覧表（１）

会社名／住所	職名	氏名	TEL/FAX
(株)IST ソフトウェア 〒154-0004 世田谷区太子堂 4-1-1 キャロットタワー 21F	人事課長	谷本 章	TEL.03-3487-3211 FAX.03-3487-9473
(株)ウェスト 〒150-0002 渋谷区渋谷 1-8-7 第27SYビル 7F	代表取締役	鈴木 信	TEL.03-5464-3651 FAX.03-5464-3652
(株)NHK メディアテクノロジー 〒150-0047 渋谷区神山町 4-14 第3共同ビル 3F	総務部	菊地 美奈江	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス 〒150-0031 渋谷区桜丘町 8-9 メイセイビル 2F	代表取締役社長	佐々木 吉昭	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
(株)ギャラクシィ 〒112-0012 文京区大塚 5-3-13 小石川アーバンビル	管理部長	中野 義和	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
キリンビジネスシステム(株) 〒150-0021 渋谷区神宮前 6-26-1 キリンビル原宿本社 11F	取締役 経営管理部長	金子 和義	TEL.03-3499-5911 FAX.03-5485-0736
(株)コア 〒154-8552 世田谷区三軒茶屋 1-22-3 コアビル	人事部長	大嶋 康弘	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5199
(株)シーイーシー 〒228-8567 神奈川県座間市東原 5-1-11	HRM 本部 人事部次長	菊仲 敏彦	TEL.046-252-4111 FAX.046-251-9229
(株)シー・エス・イー 〒150-0044 渋谷区円山町 23-2 アレトウサ渋谷ビル	人事課長代理	栗山 俊幸	TEL.03-3463-5632 FAX.03-3496-7477
(株)ジェイアール東日本情報システム 〒151-0053 渋谷区代々木 2-2-2 JR 東日本本社ビル 9F	常務取締役 総務部長	稲野邊 護	TEL.03-3299-1258 FAX.03-3378-8317
(株)システム計画研究所 〒150-0031 渋谷区桜丘町 2-9 カスヤビル	取締役	樋田 薫	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
横河ソリューションズ(株) 〒151-0053 渋谷区代々木 3-25-3 あいおい損保新宿ビル	コーポレートサービス 部長	岡田 雅信	TEL.03-5798-0600 FAX.03-5351-8201
(株)セントラル情報センター 〒150-0043 渋谷区道玄坂 1-16-7	人事総務課長	川原田 千加土	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
ソニックインフォメーション(株) 〒150-0002 渋谷区渋谷 3-28-7 青ビル 8F	代表取締役	新井 秀之	TEL.03-3406-3701 FAX.03-3400-0688
(株)ソフマックスシステムズ 〒150-0043 渋谷区道玄坂 1-22-9 日本綜合地所渋谷ビル 7F	取締役総務部長	阿部 正行	TEL.03-3476-1166 FAX.03-3476-1167
(株)第一コンピューター 〒150-0031 渋谷区桜丘町 24-1 橋本ビル 8F	総務部長	川島 桂樹	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ 〒150-0021 渋谷区恵比寿西 1-5-8	人事総務部長	岩橋 正明	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
中央ソフト開発(株) 〒150-0012 渋谷区広尾 1-10-5 テック広尾ビル	代表取締役	桜井 英男	TEL.03-3473-4880 FAX.03-3473-4847
(株)TSP 〒150-0043 渋谷区道玄坂 1-21-14 渋谷 TOD ビル 5F	経営戦略本部長	浅賀 光基	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
TDC ソフトウェアエンジニアリング(株) 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 5-33-6	人事課長代理	元木 研二	TEL.03-3350-8111 FAX.03-3350-8155
東京システムズ(株) 〒150-0013 渋谷区恵比寿 1-20-8 エビスパルビル	取締役管理部長	柳澤 雄二	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823

会員会社一覧表（２）

会社名／住所	職名	氏名	TEL/FAX
東洋システム開発（株） 〒150-0002 渋谷区渋谷 3-27-11 祐真ビル本館 1F	企画管理部部長	辻 輝夫	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
（株）ナック情報センター 〒141-0031 品川区西五反田 3-12-13 TKK ビル 3F	代表取締役社長	近藤 盛俊	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
日本情報産業（株） 〒150-0002 渋谷区渋谷 3-1-4 日本情報産業ビル	総務部	田中 慎也	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
（株）ニッポンダイナミックシステムズ 〒154-0015 世田谷区桜新町 2-22-3	事業支援 マネージャ	藤本 ひとみ	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811
（株）日本科学技術研修所 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 5-10-11	経営企画部 総務担当課長	高橋 直士	TEL.03-5379-2685 FAX.03-5379-1530
（株）日本経営データ・センター 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8	総務部課長	高荒 友之	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682
日本テレマティーク（株） 〒151-0061 渋谷区初台 1-34-14 初台 TN ビル 4F	企画総務部長	安食 年英	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
（株）ニューメディア総研 〒151-0053 渋谷区代々木 2-7-5 中島第二ビル	総務次長	早坂 雅之	TEL.03-3370-7781 FAX.03-3379-5166
農中情報システム（株） 〒196-0021 昭島市武蔵町 3-5-3	総務部部長	村松 清志	TEL.042-549-8781 FAX.042-549-8782
（株）ファーストコンピューター 〒150-0041 渋谷区神南 1-20-14 第7 工業ビル 6F	総務部	佐藤 徹	TEL.03-3464-4407 FAX.03-3464-4418
（株）ユー・エス・イー 〒150-0013 渋谷区恵比寿 4-22-10	人事・労務部 部長	大堀 芳己	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
（株）ユーエスエス 〒151-0061 渋谷区初台 1-47-3 日本生命初台ビル	専務取締役	渋谷 實	TEL.03-3378-8514 FAX.03-3378-8519
（株）ユー・エス・エル 〒150-0021 渋谷区恵比寿西 2-11-9 東光ホワイトビル 2F	総務部長	宮野 恵介	TEL.03-3770-5535 FAX.03-3770-5539
リンク情報システム（株） 〒150-0042 渋谷区宇田川町 3-14 渋谷セントラルビル	常務取締役	藏田 誠	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3770-1913

2008年 幹事会社&担当者のご紹介



会長会社

日本情報産業(株)
担当者:横浜支社
執行役員支社長

吉原 正之



副会長会社

(株)コア
担当者:人事部長

大嶋 康弘



副会長会社

(株)日本科学技術研修所
担当者:経営企画部総務担当課長

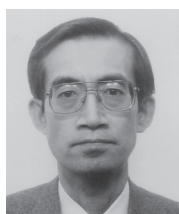
高橋 直士



副会長会社

(株)ナック情報センター
担当者:代表取締役社長

近藤 盛俊



会計会社

(株)ニッポンダイナミックシステムズ
担当者:事業支援
人事担当マネージャ

小野 孝三



会計会社

(株)シーイーシー
担当者:HRM本部人事部次長

菊仲 敏彦



総務会社

(株)ギャラクシイ
担当者:管理部長

中野 義和



総務会社

(株)セントラル情報センター
担当者:人事総務課課長

川原田 千加士



総務会社

TDCソフトウェアエンジニアリング(株)
担当者:人事課課長代理

元木 研二



監査会社

東京システムズ(株)
担当者:取締役管理部長

柳澤 雄二



監査会社

(株)システム計画研究所
担当者:取締役

樋田 薫

● 1年間ご苦労様でした ●